

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 2 2 年 8 月 3 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 0 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、齊藤（陽）副委員長、菊地・山田・佐々木・ 横田・久末 各委員		
説 明 員	総務・財政両部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、佐々木委員を御指名いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「石狩湾新港管理組合の協議案件について」

○（総務）企画政策室林主幹

石狩湾新港管理組合から 3 件の協議がありましたので、報告します。

初めに、平成22年度の石狩湾新港港湾関係事業予算要求（変更案）につきまして、7 月 9 日に石狩湾新港管理組合から協議がありました。

資料につきましては、1－1 と 1－2 となっております。資料 1－1 は変更内容、1－2 は位置図となっておりますので、あわせてごらんください。

資料 1－1 をごらんください。

この資料につきましては、管理組合の当初予算から国の事業費内示、さらに今回の追加を整理したものとなっております。

表の（A）欄は、本年 2 月 9 日に協議があり、2 月 12 日開催の総務常任委員会へ報告させていただき、市として同意をした管理組合の当初予算であります。

直轄事業で事業費 9 億円、補助事業で 2 億 4,800 万円、合計で 11 億 4,800 万円となっております。当初、予算段階では、国からの仮配分を基に、その上限額で予算を計上しておりましたが、その後、3 月下旬に国から平成 22 年度内示額（B）欄のとおり事業費の内示がありました。直轄事業で事業費 2 億 6,249 万 3,000 円減の 6 億 3,750 万 7,000 円、補助事業は当初予算と同額の合計で 8 億 8,550 万 7,000 円となったものであります。

次に、右隣の（C）欄をごらんください。

この欄が、今回の協議にありました追加変更要求分であります。

まず、国直轄事業②航路マイナス 14 メートルの事業費の追加についてであります。この追加につきましては、制度目的としましては、北海道開発において重要と考えられるテーマに基づいて、年度途中に弾力的な予算措置を行う国の制度である北海道特定特別総合開発事業推進費を利用するものです。

航路マイナス 14 メートルの事業の概要ですが、施工箇所は資料 1－2 の図面中央右上となっております。

この事業は、平成 18 年 12 月の西埠頭の供用開始にあわせて、13 年度から 17 年度にかけて暫定幅員 300 メートルで整備しておりました航路を、本来の計画幅員 350 メートルとするためしゅんせつを行う内容であります。管理組合におきましては、事業費は 6 億円ほどで、22 年度単年度の完成を目指しておりました。しかしながら、政権交代、その後の事業仕分けや国の厳しい財政状況などを反映し、結果として（B）欄の内示額のとおり 1 億 6,348 万円の事業費となり、単年度では完成できない状況となりました。

管理組合としては、大型船舶の安全航行や、平成 24 年度に入港が予定されている北ガスの L N G 船に対応するため、何とか早期整備を目指していたところ、先ほど説明いたしました北海道特定特別総合開発事業推進費という制度の活用について国から話がありました。単年度施工による事業費縮減というメリットもありますことから、先ほど示した 1 億 6,348 万円に事業費 4 億円を追加し、合わせて事業費 5 億 6,348 万円とする協議が管理組合からあったところであります。

次に、同じ（C）欄の下から 2 行目の起債事務費 800 万円ですが、これにつきましては、国直轄事業負担金における業務取扱費が廃止されたことにあわせて、補助事業の事務費につきましても補助対象外となったことから、この

補助事業に係る事務費分を工事費として増額し、事務費を起債事業へ振り替えるものです。

今回の追加により、（D）欄のとおり港湾関係事業予算は、当初予算に比べ事業費合計で 1 億 4,550 万 7,000 円増の 12 億 9,350 万 7,000 円、管理者負担分 941 万円増の 3 億 9,407 万 7,000 円となります。

以上が、管理組合から協議のあった平成 22 年度の石狩湾新港港湾関係事業予算要求（変更案）であります。

2 件目の協議としまして、平成 22 年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算（第 1 号）について 7 月 21 日付けで協議がありました。

資料 2－1 が歳入歳出の補正、資料 2－2 が地方債借入限度額の補正となっております。

今回の補正は、先ほど説明いたしました港湾関係事業予算要求の追加などに伴い行われるものです。資料 2－1 をごらんください。

歳出について、まず先に説明いたします。

3 の港湾建設費、国直轄事業負担金を 141 万円増の 2 億 2,807 万 7,000 円、補助事業費を 800 万円増の 2 億 4,800 万円、単独事業費を 110 万円減の 966 万 2,000 円とし、歳出合計では 831 万円増の 27 億 4,881 万 8,000 円とするものです。

次に、歳入ですが、まず下から 2 行目の 7 の組合債ですが、840 万円増の 3 億 4,380 万円、先ほどの歳出補正額 831 万円から組合債の補正額 840 万円を差し引いた額により、1 の分担金及び負担金の負担金を 9 万円減とし、歳入歳出を同額補正するものです。この補正により、小樽市の管理組合に対する負担金は 1 万 5,000 円減の 3 億 7,802 万 5,000 円となります。

協議のあった先ほどの平成 22 年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（変更案）と、平成 22 年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算（第 1 号）について、市としましては同意したいと考えております。

3 件目の協議としまして、管理組合の条例の一部改正についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、職員の配偶者が育児休業している場合においても育児休業をすることができるようにするなどの所要の改正を行うため、石狩湾新港管理組合職員の育児休業等に関する条例及び石狩湾新港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。管理組合からは、7 月 1 日付けで協議があり、市としましては 7 月 15 日付けで同意回答をしております。

○委員長

「小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）、いわゆる過疎計画（素案）につきまして、お手元の資料に沿って説明いたします。

最初に、資料 1 について説明いたしますが、資料 1 の中の 1 の過疎計画についてという項目がございます。

本年 4 月の過疎地域自立促進特別措置法、これがいわゆる過疎法と呼ばれるものですが、この改正に伴いまして、過疎地域の法定要件が追加となったことから、小樽市が新たに過疎地域とする旨公示が出されたところであります。

過疎計画を策定するのは、過疎地域においてさまざまな特別措置の活用が可能となるものでありますが、一方で過疎対策事業債、いわゆる過疎債の活用などに当たっては、計画を策定し、あらかじめ対象とする事業を位置づける必要があります。

なお、この素案については、先月 22 日からパブリックコメント手続を実施しておりますことから、素案段階ではありますが、本委員会において報告するものであります。

2 の計画策定の考え方ではありますが、現在、市では平成 21 年度から 30 年度までの 10 年間の第 6 次小樽市総合計画に基づきまして、関連する施策の着実な推進を図っているところであります。一方、過疎計画については、法の枠組みに基づいて平成 22 年度から 27 年度までの 6 年間の計画期間内に地域の自立促進を図っていこうとするものであります。このため、過疎対策事業債など特例措置を最大限に活用するといった観点から、総合計画の実施計画に登

載している施策、事業を前提として、過疎計画（素案）に盛り込んだところであります。

なお、登載事業については、原則として第 2 回定例会で補正された事業までとしており、新規の事業などについては、今後、議会の議論を得た後、平成 23 年第 1 回定例会以降に改めて議決をいただきまして、計画変更の手続を行うこととしております。

次に、3 の計画登載事業の主な特例措置についてであります。一つ目は、小中学校や保育所、消防施設などに対する国庫補助事業の補助率のかさ上げであります。二つ目は、過疎債の充当についてであります。記載してある施設が過疎債の対象となり、元利償還金の 70 パーセントについて普通交付税措置がされます。さきの第 2 回定例会で議論となりました市立小樽病院につきましても、診療施設として過疎債の対象施設となっております。また、今般の法改正により、新たにソフト事業についても、将来にわたり地域の自立促進に資する事業などを対象とし、過疎債が充当されることとなりましたが、市町村ごとに発行限度額が示されており、本市については 1 億 4,300 万円となっております。

4 の今後のスケジュールについてであります。本委員会での報告の後、20 日まで実施するパブリックコメントの結果と法で規定されている北海道との協議を経て、必要に応じ修正などを行った後、今月中に計画案を取りまとめ、来月の第 3 回定例会に議案として提案いたします。議会で議決をいただいた後、計画決定を行い、10 月には財政局において平成 22 年度分の過疎債の修正を行う予定であります。

次の資料 2 にらせていただきます。

この資料は、過疎計画（素案）の本体でございまして、1 枚目は計画の概要で、次の冊子が計画の本文となっております。

過疎計画の様式や記載項目等については、総務省から細部の取扱いなどが示されておりまして、これらに基づき本市の過疎計画（素案）も取りまとめたものであります。

1 枚物の計画の概要をごらんください。

過疎計画（素案）は、基本的な事項とそれ以降の計画部門で構成されており、基本的な事項は市の概況や人口及び産業の推移と動向、行財政の状況など市の関連データや、その考察などについてまとめたものであります。

4 の地域の自立促進の基本方針の市の将来都市像やまちづくりのテーマについては、総合計画に基づき記載したものであります。

なお、新たな特例措置の特別対策事業（ソフト事業）の展開については、将来にわたり安全・安心して暮らせる地域社会の実現につながる事業と法で規定されておりますが、現時点では起債の対象について具体的な取扱いなどが示されておられません。このため、本市といたしましては、人口減少や少子高齢化といった市の重要課題を踏まえ、住民福祉の向上と雇用の増大及び、人口の定住と経済の自立を目指す北しりべし定住自立圏の推進の二つのテーマとし、施策の体系化を図った上で関連する事業を幅広く盛り込むこととしたところであります。

計画部門につきましては、国の定める 1 の産業の振興から 9 のその他地域の自立促進に関し必要な事項まで九つの項目により、現況と問題点、その対策、計画とする構成としており、総合計画における現状と課題、施策の内容など関連項目に基づき、できる限り整合性を確保する観点から取りまとめたところであります。

最後に、冊子となっております計画本文についてであります。具体的な施策の項目で説明いたします。

24 ページをごらんください。

産業の振興の関連部分でありますが、事業名の欄は（2）漁港施設から始まっております。さらに、左を見ますと、1 産業の振興となっております。これは国のほうで項目を全部決めておりまして、漁港施設が（2）というのは、（1）は例えば農業や林業などの基盤整備となっております。ここは本市の場合は該当事業がないので欠番となっております。

それから、産業振興の番号が目次と合っていないというのは、要するに、記載の項目番号が 1 の産業振興から始

まっておりますので、計画本体はどうしても基本的事項という 1 が入ってきておりますので数字が合わないのですが、全国一律にこういう形式になっておりまして、なにとぞ御了承いただければと思います。

それから、その下の（９）過疎地域自立促進特別事業についてでございますが、これが先ほど申し上げたソフト事業の該当箇所でございます。

本項目については、先ほど申し上げた二つのテーマに関連する事業を幅広く登載したものであり、今後示される起債事業の取扱いのほか、北海道との協議の結果や他の財源措置の有無などを踏まえるなどして、市の限度額内の事業を取りまとめてまいりたいと思っております。

○委員長

これより一括質問に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○菊地委員

◎平成22年度石狩湾新港関係事業予算要求について

それでは、石狩湾新港のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

第 1 回定例会の中で、詳しい具体的な数字の部分がはっきりしないということでやりとりもさせていただきました。それで、国の予算が決まったら、また数字を組みかえるということを聞いていたことを今思い出しました。

この減額ですけれども、予算要求をしています。当然、事業計画なり、その事業の内容もつけて出すのですけれども、減額されたということは、そういう事業に対する評価などは国から何か示されるのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の減額に当たって、事業の評価は特に受けておりません。予算段階で、例えば北防波堤であれば費用対効果ということで数値を出してしまっていて、それは基準値が 1 よりも大きな数字で 1.3 という数字だったと思いますけれども、予算段階で額が確定する前に事業の評価はしているということで考えております。実際の金額については、事業内容もそうですけれども、国の厳しい予算の中でできるものということで、事業内容は継続事業をできる範囲ということで、管理組合に示されていることになっております。

○菊地委員

◎北防波堤について

そもそもマイナス 14 メートルバースの整備事業ですが、それは既に北ガスなどのエネルギーの問題で、港湾を使用するという決定の期限があるわけですね。それまでに何とかしてやっつけたいという港湾側の事情があるわけです。だからといって、国の予算が厳しいからといって、そういうものを無視して減額されても、また逆に困るわけです。

そういうことを訴えた結果、今度のここに示されている特定特別総合開発事業推進費の予算の割り当てもされたのだと思うのですが、逆に言えば、私たちは北防波堤は工事をやる必要はないのではないかという立場ではありますけれども、こうした予算の削減により、計画がさらに遅れていくということはないのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

北防波堤については、当初から 10 年ほどの期間でということで計画されて、事業が進められてきておりますけれども、先ほど委員から御指摘があったように、かなりの予算が減らされているということで、今後、後年度に従って事業費が膨らんでくるということもありますけれども、結局、国の限られた予算の中で事業配分ということになりますので、その中で当初予定どおり 10 年間でできるのかどうかというのは決まってくると思います。

○菊地委員

そうすると、今年度の予算配分を見ながら、平成23年度以降の予算の立て方についてもかなりこれまでの考え方とは変わって慎重に、大きな計画の変更を見据えながらつけていくことになるのではないかというふうに思うのですが、その辺はどうなりますか。23年度の予算要求がこれからすぐ入っていくのですよね。こうした母体との話し合いというのはどのようになされていくのでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

現在、石狩湾新港管理組合から話が来ているのは、直轄事業においては継続事業である北防波堤と耐震岸壁を要望していくということです。ただ、金額的には、今回の特々費による前倒しもあり、調整を行っています。補助事業については、従来どおり継続していくことも計画しているとおり要望していきたいという話は聞いております。ただ、今後まだ国のほうで平成23年度のシーリングの話も出ていますので、国と調整する中で事業費がまた変わるという、まだ決まっていませんけれども、希望どおり予算が配分されないというような形になるかもしれません。

○菊地委員

そういう予算配分の問題もありますし、また、前回お尋ねした北防波堤の工事の進捗が遅れていく可能性もあるということでは、静穏度のことでかなり重要だと言っていましたけれども、10年がさらに延びていくことになりますと、そんなに切実な工事なのかという疑問が改めてわくのですけれども、途中でやめるということは考えていないのですか。

○総務部副参事

北防波堤の関係で、西埠頭のマイナス14メートル岸壁の整備が平成18年12月に供用されまして、静穏度が当初計画しているよりも下がっている。港湾関係者からも防波堤の整備の要望があるというようなことで、管理組合としましては船舶の航行とか、荷役作業の安全性を確保するために、防波堤の整備に着手したいと考えて、北防波堤内の整備に取りかかった状況でございます。

事業費につきましては、先ほど主幹からありましたように、かなり膨大な事業費を予定しております。ただ、防波堤の整備につきましては、通常、大規模な事業となるために、一般的に完成までに長期を要します。そのような中で年次計画をやっていたわけですが、当然ながら、ここの経費の部分につきましては母体負担に影響がありますので、私どもとしましては、組織母体の財政状況を踏まえた上で事業の進め方を考えてください、毎年度の母体負担は極力軽減するように各年度の事業を慎重にやってくださいと要望しておりますし、今年度につきましてもそのように進めていきたいと考えてございます。

○菊地委員

母体の負担について減ってきてはいますけれども、本当に必要な工事に対して出すものだったらいいのですけれども、減ってきているとはいっても、これは何としてもやらなければならない工事なのかどうかということの見きわめというのは、これまでも意見を申し述べてきました。そういう事業計画を出しながら、なおかつ国の予算の配分によっては、さらに工事が延びていたり、計画の工事進捗に変更が出てくるということになれば、なおさら本当に切実な、どうしてもつくらなければならない工事なのかという部分が残ります。その辺については、さらに意見も述べて審議をしていきたいと思うのですが、どうなのでしょう。先ほど、この変更についても認めていきたいとおっしゃっていましたが、そういうふうに認めていくと判断された小樽市の考え方について、もう一度お聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

今回の事業につきましては、資料に示していませんけれども、総務常任委員会には、昨年年第3回定例会のときに、当初、石狩湾新港管理組合から協議が来た段階から載っていた事業でありまして、そのときは単年度で6億円ほどでやろうという話で管理組合としては考えていた事業であります。先ほど示したように、国のほうでも予算が

十分つきませんでした。ただ、管理組合としては、やはり早急に行いたいという事業でもあり、2 年度でやると経費的にも 4,000 万円ほど事業費が高くなるということで、ぜひやっていこうということで、今回、このようにさせていただきます。

○総務部長

この間の経過ですが、私どもも管理組合から一定の提案があって、すぐわかりましたということではなくて、これは事務方の会議、私も管理運営部会に出ましたけれども、その中で管理組合から説明があって、小樽市としては基本的には当初予算で同意をしたわけですから、その範囲のなかでやってほしいと思っています。ただ、今説明がありましたとおり、この事業については、単年度ですること財政的にも若干のプラスがあり、それと、やはり必要な事業で、少なくとも 2 年間でやらなければならないという事業でしたので、たまたま国のこういった資金が使えるという判断の中で、市としてもさまざまな議論をした結果として認めていこうと、こういう判断をしたということです。

○菊地委員

単年度でやることによって、母体負担もさらに軽減されていくということで、努力はされたのだらうというふうに考えていますが、総体的に石狩湾新港については北防波堤の問題など本当に必要な事業なのかどうかということについては、引き続き、そのあり方について審議していきたいというふうに考えています。

◎重点港湾について

次に、直接、今日の議案にはなっていないのですが、重点港湾のことについて若干お尋ねしたいと思います。

小樽港が重点港湾から外されて、石狩湾新港と函館港、釧路港の 3 港が指定されることになったということです。小樽港が外されてこの 3 港が指定されたのは、何が基準になったのかわかりますでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

選定の細かな結果といいますか、どのような基準で選定されたかというのは、出ていませんけれども、本日の前原国土交通大臣の記者会見では、国の考え方として、各地域の産業や経済の拠点としての機能や、貨物取扱量、実績を基にした国際、国内海上輸送網の拠点としての機能、さらに港湾の伸びしろとか市民の視点等を総合的に勘案して決定されたというふうに報道されています。

○菊地委員

報道では、決定する前にヒアリングをしたいということで、これは港湾管理者の意見を聞くということだと思っていたのですが、そういうことは実際になされたのかどうかについてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室林主幹

石狩湾新港ということで答弁しますと、7 月 28 日に北海道開発局のほうから専任副管理者のほうに重点港湾のヒアリングを行いますということで、連絡があり、お答えしたということです。

○菊地委員

ということは、道内の全部のところにヒアリングをされたという判断を小樽のほうはされたのかどうかはお答えできませんか。わからないですか。

○総務部長

道内の全港湾にヒアリングをしたかどうかはわかりませんが、基本的には、重点港湾についてのヒアリングというよりも、今年度のさまざまな事業のヒアリングの中で、直轄の新規事業を今後どうしていくのか。つまり、今回の重点港湾の基本はそこですから、今後、新規の直轄事業をやる港湾を重点的に決めていこうという方針ですから、そういう話はあったというふうには聞いております。

○菊地委員

私たちは、散々、全国のあちこちに港をつくっておいて、今さら重点港湾も何もないだろうという思いもありますから、本当に小樽だって総合計画の中とか、今度の過疎計画の中では、港湾の問題をしっかりと位置づけながら、ここを中心とした都市づくりをしていこうと考えて計画も立てているわけですし、やはり地域経済に及ぼす大きな問題ですから、これでよしとしないで、さらに港湾の発展のために国の予算もきちんとつけていただくというような動きを今後していかなければいけないのではないかと思います。

石狩湾新港が重点港湾に位置づけられたとはいえ、小樽港と競合というか、二つの港のそれぞれを生かしていくのが小樽市の考え方ですけれども、どう考えたって石狩湾新港が選ばれたら小樽港は入らないだろうというふうに一般的には思ってしまうから、そういう観点からではなくて、やはり、どの港もそれぞれの役割があり、そして地域にとって大事だということで石狩湾新港を審議する総務常任委員会ではありますけれども、小樽港にもかかわってきますので、そういう立場で今後の動きをしっかりとやっていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

◎小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）のパブリックコメントについて

過疎計画（素案）について若干お尋ねしたいのですが、まだ素案の段階ですので、具体的には第 3 回定例会の中でしっかり審議もさせていただきたいと思っているのですが、パブリックコメントの現況などはいかがでしょう。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

パブリックコメントの状況でございますが、7 月 22 日から今月 20 日までの 1 か月間の予定をしております。

現在のところ、2 名の方から御意見をいただいております、内容はほぼ同じで、一つは過疎対策事業債を最大限に有効活用していただきたいということでございます。それからもう一つは、その中で市民プールの早期建設に取り組んでいただきたいという御意見をいただいているところでございます。

○菊地委員

◎過疎対策事業債について

先ほど御説明をいただいたのですが、ソフト事業については発行限度額が設定されているのですね。ハード事業については発行限度額がないのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

ハード事業につきましては、特に市町村の限度額というものはございません。ただ、国の予算ですので、国の予算の枠内ということにはなろうかと思います。

○（財政）財政課長

補足になりますけれども、ハード事業につきましては地方債計画の計画上の範囲内においてという縛りがありまして、地方債計画につきましては平成 22 年度においては過疎債は 2,700 億円というふうになっておりまして、21 年度よりは 62 億円増えているということです。

○菊地委員

これは、市民の間でも明らかになっていますけれども、先ほど、小樽市は、小樽病院の建設費でこの過疎債を活用していきたいということをお話しされていました。

そのほかにも、過疎債を使ったほうが、交付税で措置されますから有利だということは伺っていますけれども、病院事業以外にも充当していこうというふうに考えていらっしゃるものは具体的に既に候補として上がっていたり、また決定したりされているものがあるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

○財政課長

具体的には、過疎債の合意に関する協議がまだずれ込んでいる状況があつて、具体的な事業について、まだ今のところは絞り切れていない状況でございます。

○菊地委員

協議されていく時期というのはあると思うのですが、そういうふうになった場合に、こういうものもやっていつはどうかという庁内の話し合いみたいなもの、あるいは財政から話し合いの俎上に上がっているものはあるのですか。まだそこまではいっていないのですか。

○財政課長

過疎債の対象になる事業というものはある程度決まっていますので、それに基づいて当てはめていけるものはどんな事業があるのかという選定はある程度進めています。

○菊地委員

過疎計画の素案をまだじっくりと読んではいないのですが、例えば44ページに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進というところがありまして、児童福祉のところは、子供を安心して産み健やかに育てることができる地域づくりのためというようなことも書かれているのです。私は、当然の施策というふうに思うのですが、そういうことを掲げていながら保育所の問題などについては、市立保育所の規模・配置に関する計画というのはいかがなものかという思いも持っていますので、方針として掲げたことを実際の施策として実行することとぜひ整合性を持ってやっていただきたいということを申し述べまして、私の質問は終わります。

○委員長

共産党の質問を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎平成22年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求について

まず、石狩湾新港、港湾関係について1点だけお聞きしたいと思います。

今回、平成22年度の追加額ということで補助事業の事務費の廃止に伴う調整がされております。また、起債の事務費が800万円ということで計上されておりますが、この点について、事務費の廃止に伴って、この事務費が新たに起債されているということを聞かせてほしいのです。

○（総務）企画政策室林主幹

事務費につきましては、補助事業において、事業費の中に工事費と事務費という形で入っておりまして、当初予算においても、2億4,800万円の補助事業費に、2億4,000万円の工事費と800万円の事務費となっております。

今回の内容なのですが、実際は、資料2-1をごらんいただきたいと思いますけれども、仕組み的に、石狩湾新港管理組合の予算というものは、歳出の現計予算をごらんいただきますと、当初予算に補助事業費2億4,000万円とあります。これは、あくまで工事費だけの部分で、事務費はその上の総務費の総務管理費の中に800万円が入っているということです。予算的に計上されております。これは、小樽市であれば、例えば土木費の道路新設改良費の中に一本で事務費と工事費が入っており、石狩湾新港の場合は別々な計上をとることになっていまして、この点で、小樽市の予算説明書をごらんいただいている中ではちょっと違う形で計上されているのでわかりづらい形になっていると思います。

○山田委員

本当に聞いてみないと、私もこれはどうして補助事業費が廃止になって、また復活して事務費で経常されているということをわかっていなかったのです。そこら辺の今の説明について……。

○（総務）企画政策室林主幹

もう一回説明させていただきます。

もともとついていたことはついていました。たまたま、国直轄事業の業務取扱費という事務費的なものが廃止されたことに伴って、補助事業における事務費も補助対象外になり、補助事業として計上できなくなってしまいました。

た。その関係で、もともと補助事業で見ていた事務費を単独事業である起債事業に振り替えて、国から内示のあった 2 億 4,800 万円に合わせるため工事費 800 万円を積んでいるというのが今回の補正です。

○山田委員

そういうふうには補足説明を聞かせていただいてわかりました。

今回は、平成 22 年度の追加額ということで、このような形で進むのですけれども、来年度以降もこのようになるのでしょうか。その点についてお聞かせください。

○総務部副参事

先ほども答弁いたしましたけれども、政権交代があったということで、平成 22 年度は管理組合としては、直轄ですが、当初、26 億円ぐらいの要望でしたが 24 パーセントぐらいの 6 億 3,000 万円ぐらいの金額になったという部分がございます。そういうことで、23 年度も概算要求基準を見ますと、公共事業はかなり厳しいという状況になってございます。やはり、継続事業が主なのですが、幾らぐらいの金額を要求できて国土交通省のほうでつか、そこら辺の見通しが現在もまだ全然つかないような状況ですので、やはり 23 年度開発港湾関係予算も 22 年度と同じぐらい時期的な部分では見通せないのですが、同じぐらいの形になるかと、今の段階ではそのように予想しているところでございます。

○山田委員

今回、総事業費として、10 億円程度の事業費について、それぞれ国と管理者に割り振りされております。10 億円がついていきますけれども、このままいくと、今後の計画年度がずれるということはないのか、その点について聞かせていただければと思います。

○総務部副参事

現在、管理組合と予算の関係につきましては、確かに、今おっしゃいましたように、管理組合としてはそれぞれの事業年次の計画をもってやっておりますけれども、私どもと協議するのは、その事業の単年度の部分です。先ほども言いましたように、要求があって母体負担にも影響がありますので、その必要性なり緊急度については、管理組合なり、ほかの母体の石狩市とか北海道と協議をさせていただいて、単年度で必要最小限の工事をするというような要求になっておりますので、金額はやはり前後して動いているのが実態でございます。

○総務部長

計画がずれるということは、例えば先ほどありました北防波堤を 10 年間で整備しようという計画です。しかし、一方では、国の予算が必ずしもきちんと入ってこない場合に、やはり計画はずれているのです。本来は 10 年できるものが十何年かかることもあるわけです。そしてまた、今回のように石狩湾新港は重点港湾になりましたから、新しい直轄事業をまたやろうという話も出てくるかもしれません。その中で、可能性としてはいろいろなことがあると思います。

ただ、先ほどから申しておりますとおり、それぞれの自治体の体力があるわけですから、母体の私どもとしては、基本的には、できれば既存の施設を活用して、新たな投資をなるべくしない中で石狩湾新港の発展をしてほしい、これは繰り返し言っているわけです。そういう意味では、小樽市の負担の部分は、今、3 億何がしに減ってはきましたけれども、それをなるべく減らしていくという方針を持ちながらやっています。一方では、管理組合側としては新たな投資をやりたいという意欲もありますので、それを話し合いの中で、一定程度、私どもの意見を言って、協議の中で整理をして、これまでもやってきましたし、これからも財政のことを考えながらやっていくべきだろうと思っていますので、計画期間というのは、それによっては長くなったり短くなったりというものはあり得るだろうと思います。

○山田委員

わかりました。

今、総務部長のほうからお話があったとおり、やはり、需要があつてこそ投資して利益が生まれるのではないかと考えています。なるべくそういうような方向性で進めていただければと思います。

◎小樽市の過疎地域の指定について

それでは次に、過疎地域について、何点かお聞きいたします。

今回、地域の自立のための過疎計画（素案）が出ました。調べてみると、市部では、石狩市、函館市、美唄市、根室市、釧路市、深川市、町村では新ひだか町、江差町などが過疎地域に指定されております。なぜ、今、小樽市なのでしょうか。なぜ、こういうような遅い時期になったのでしょうか。この点についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽市の過疎地域の公示でございますが、本年 4 月に過疎の指定になりまして、その際に 6 年間の延長、従来の過疎法は本年 3 月 31 日をもって終了しましたが、その時点では小樽市は過疎の要件を満たしておりませんでした。4 月に改正になった過疎法の時点で、人口要件とか高齢化比率が要件としてあるのですが、その要件が追加され、いわば緩和された形になります。その際に、今回、新たに小樽市が過疎地域として指定されたということでございますので、道内では同時に羅臼町と浦河町が新しく過疎地域となって、函館市につきましては、合併前の函館市本体は過疎地域ではございませんので、合併した際に合併した先の市町村が過疎地域だったので、その部分は過疎地域ということで指定されております。

○山田委員

そういう緩和されたという点で、人口とか高齢化比率とか今いろいろ言われましたけれども、逆に言うと、小樽はそういった部分では人口の減少率、また高齢化率は全道一だと私は認識しているのですが、そういうものが国の基準から今までは外れていたということなののでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

具体的に申し上げますと、人口の要件というものが、今回該当したのは、昭和 55 年から平成 17 年の人口減少率が 17 パーセント以上となってございます。このほかにも要件がございまして、昭和 35 年から平成 17 年までの減少率が 28 パーセントで、加えて高齢者比率や若年者比率に一定基準を設けているというものもございます。小樽の場合は、前段の昭和 35 年から平成 17 年までの人口減少率は 28.4 パーセントですから 28 パーセント以上なのですが、その際の高齢者比率と若年者比率のどちらかが、高齢者比率で言いますと 29 パーセント以上、若年者比率、要するに若い人が少ないという意味ですが、それが 14 パーセント以下という区分があつて、小樽の場合は高齢者比率が 27.4 パーセント、若年者比率が 14.9 パーセントでぎりぎり要件を満たしていない形になっていました。

もう一つ、最初に申し上げた昭和 55 年から平成 17 年までの短いスパンの減少率が 17 パーセント以上というのがひっきりなかりまして、それも小樽市は 21.3 パーセントとなっております。例えば、同規模の市町村と比較した場合に、今、人口 12 万人以上の近郊の都市というのは、江別市、北見市あたりが同じような人口規模を持っていますが、その人口はこれほど減っていないということになっています。

もう一つ申し上げますと、道内において小樽に次ぐ人口規模というのは稚内市になっていまして、稚内市の人口は、現在 4 万人弱になっているということです。ですから、その分だけ人口が減っているというデータになると思われまます。

○山田委員

やはり、そういういろいろな基準があつて、小樽はぎりぎり若い方がいる比率で若干上回っていたということで、よくわかりました。

◎小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）について

この中身は素案ということで認識しておりますが、この中の 3 ページ、4 ページに書かれております社会経済的発展の方向の概要ですけれども、この中の①から⑨まではなるほどということでも私も認識しておりますが、5 番目

の大学などを有する学術的環境ということで、私が知っている以上に商科大学と薬科大学の連携とか、北海道職業能力大学校の利用とか、そこら辺がまだちょっと言葉足らずなのかなという気がするのです。こういうような資源を最大限活用したまちづくりの可能性を持っているというのはよくわかるのですが、これをもって何をされるのかという気がするのです。その点について教えていただければと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽の強みの⑧という部分は、実は総合計画にこれが載ってございますので、先ほどからおっしゃられていますとおり、非常に人口が減っているというのが最大の課題の中で、幾つかの小樽としての強み、発展の可能性があるのでここに載っておりますが、大学の部分については、今は小樽商科大学のほうで、従来からビジネスセンターを設置して、市内の企業といろいろ連携しながら取り組んでいます。さらに、市と商科大学は包括連携協定を結んでおります。今後は商大のほうで、今、本気（まじ）プロという、商大生がまじめに取り組むプロジェクトというものをやってございますから、そちらのほうと連携して、商大生にアイデアを出していただいて、それを例えば予算化するとか、雪あかりの路の今年の取組もございまして、そういうものもさらに推進していくということでございます。そのほかの高等教育機関とも連携をとりながら積極的な取組を進めてまいりたいと思っております。

○山田委員

そういうことであれば、商科大学を中心にして、各大学と連携、また市内の企業、市との連携もあると思います。そういった意味では、共同プロジェクトの参加などは、地域を活性化する上で本当に重要な存在となると思っております。できるのだとしたら、やはり、こういうものの中にもう少しわかりやすく書いていただければいいという感じがしましたので、まずそちらのほうの話をお聞きしました。

最後に、9 ページの地域の自立促進の基本方針についてお伺いします。

これに、本市の持つポテンシャル（潜在力）を引き出した上で、過疎化を食い止めたり、地域の自立を促進すると書いてあり、下のほうには基本方向としてまちづくりのテーマが掲げられておりますけれども、この潜在力は例えばどういうもので、どのような形を考えられているのか、その点について、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

先ほど御質問いただきました 3 ページの「小樽ならではの価値」にありましたが、これがここで言っていた潜在力ということでございます。ここで言っている①から⑨までの各項目について、過疎計画（素案）自体は冒頭に説明させていただきましたが、現在の総合計画の実施計画を主体としておりますので、現時点で新しい計画はないのですが、今後、これらの小樽にある価値を踏まえる中で、必要な事業が出てきた場合には、改めて予算化をするということも進めてまいりたいと考えているところです。

○山田委員

私からは以上ですが、基本的な方針はまだ素案の部分ですので、いろいろ考えられる部分があると思います。ぜひ積極的に事業を探し出して、具現化されるよう強く望みます。

○横田委員

◎今後のスケジュールについて

小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）について、膨大な冊子で、基本的な事項の14ページぐらいいは除いたとしても、16ページ以降63ページまで計画が載っています。これを読み込むのは大変ですし、パブリックコメントを行っているようですけれども、市民がどの程度まで関心を持って見てくれるのかが逆に関心があるところです。

スケジュールに載っていますが、20日までパブリックコメントを行って、その後、北海道との協議、そして我々

は30日ですけれども、議案説明には計画案を出すという結構タイトな日程かと思います。そして、第3回定例会で議論してということになるのだと思います。6か年計画というふうに聞いていますが、その事業債をどこに使うかというのは、どのようなところでどのような決め方になっていって、優先順位も当然あるでしょうし、ソフトも1億4,300万円の話になります。その辺のイメージがなかなかわからないのですが、要するに第3回定例会の議決後の流れについてちょっと教えてほしいのです。

○財政部長

過疎対策事業債という点から説明をさせていただきます。

基本的には、まず計画ができ上がるときがスタートでございます。それを踏まえまして、その計画に位置づけられた事業に沿って、起債の対象として同意をいただけるかどうかという細かい協議に入っていくことになると思います。基本的なスタンスとして、例えば今年度について申し上げますと、財政の立場としましては、もう事業の計上が終わっておりますので、それらの事業の中で過疎債の対象となるものについては、極論を言いますと、すべて何とか認めていただきたいということで、これは申請していこうと思っております。

来年度以降については、過疎債が有利な条件ではありますが、あくまでどういう事業をやっていくべきなのかという事業の選択を優先した中で、当然、片方には過疎債を念頭に置きますけれども、事業の選択を優先した中で、その財源手法として有利な方法をとっていくという形で検討していくと思っております。

○横田委員

わかりました。今年度は決まっていることでありますけれども、当然、行政レベルで事業に対して起債が決められているのですけれども、我々もできるだけ情報開示してもらって、いろいろな部分で話ができるような格好になってくるのではないかと思います。

結局、北海道との協議うんぬんというのは、ここに載った細かい計画すべてについて、例えば事業債が適用されるかどうか、そういった協議をされるということなのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

ここで申し上げております北海道との協議というのは、法律上、都道府県と事前協議をなさいという規定がございます。それに基づいているものでございます。それについては、北海道も自立促進方針という方針をつくらなくてはいけないので、それが今は素案段階ですので、それと並行しながら進めておりますが、それにのっとって中身が整合しているかどうかという全体の話になりますので、過疎債の充当が可能かどうかということではなく、計画全体の妥当性という意味で協議をするということでございます。

○横田委員

計画全体ですね。わかりました。

○委員長

自民党の質問を終結し、公明党に移します。

○斉藤（陽）委員

◎小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）について

小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）ということで、まず、この過疎計画の策定についてのことなのですが、この過疎地域自立促進特別措置法に基づいての今年度から平成27年度までの6年間の計画ということで、第6次総合計画に登載している事業を前提として、この計画に盛り込んでいくと、その財政支援などの特例措置を最大限活用するのだということです。第6次総合計画に登載しているという前提条件ですが、登載されていない、そこに含まれない事業について、今後、この過疎計画に取り込んでいくといった部分の取扱い方といいますか、その辺の考え方を確認しておきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

今回の素案に盛り込んでいる事業というのは、今、委員がおっしゃられたとおり、総合計画の実施計画に登載しているものが前提となっております。具体的に申し上げますと、第 2 回定例会で補正されたものまでが原則登載してございますので、今後、新規に計画して行う事業、若しくは現在載っていても事業内容が大幅に変更することとも想定されますので、そういう場合については計画変更という手続が定められておりますので、その手続をとることとなります。具体的には、これから平成 23 年度の当初予算が始まりますが、その時点で新規の事業が出てきた場合には、予算の議論を経まして、その議論の結果を踏まえて平成 23 年第 1 回定例会において予算議論とともに、この手続についても御審議をいただいて、議決をいただいた後に計画変更をして、計画に事業に登載するという手続になってございます。

○齊藤（陽）委員

平成 23 年度というのは選挙の年になりますので、当初予算が骨格予算ということで、第 2 回定例会以降、補正の中身の予算が出てくる、そういういろいろな流れがある中で、その都度、新規に事業が出てきた場合には、その時点で計画変更ということで、順次、年度途中であっても追加や変更は可能なのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

過疎計画の変更については、特に年度内に何回という限度はございません。ただ、過疎計画は、先ほど申し上げましたとおり過疎債がバックボーンにございまして、過疎債の申請は年に 1 回程度というふうに聞いておりますので、その手続とあわせて行うようにしたいというふうには考えております。具体的には、毎年 1 回程度、ローリングするなど、あまり頻繁に変更するのも事務的に煩雑さが生じますので、効率的に管理してまいりたいと考えております。

○齊藤（陽）委員

それで、特例措置ということですが、大きく国庫補助率のかさ上げと、いわゆる過疎債ということです。ここに事業の施設名などが列挙されているのですけれども、小中学校校舎から始まって、2 分の 1 を 10 分の 5.5 にするとか、3 分の 1 を 10 分の 5.5 にするとあります。どれがどうなのかというのがこの書き方だと見えてこないのので詳しくお示しいただきたいと思います。また、過疎債のほうについては、ハードとソフトがあって、そのハードのほうにもいろいろなことがあるのですけれども、一応、例として病院の統合新築の部分、それから例えばコミュニティセンターを建設しようというような場合は、どの項目でどういうふうに使うのかというのを御説明いただければと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

ここに記載しております内容が雑駁で申しわけございませんでした。

一つ目の国庫補助率のかさ上げは、法律の第 10 条に制定されていることではございますが、具体的に申し上げますと、教育施設と書いてあるのは、統廃合に伴う公立の小学校又は中学校の校舎、それから屋内体育館の新築又は増築というものが対象になってございます。これは、通常は補助率は 2 分の 1 というふうに決められておりますが、それが 10 分の 5.5 になります。

それから、児童福祉施設と記載してございますのは、公立と民間の保育所がありますけれども、公立保育所の新設、増設については、通常は 2 分の 1 が同じく 10 分の 5.5 になります。ただし、民間の保育所については、同じく 2 分の 1 の現状なのですが、これが 3 分の 2 にかさ上げになります。

それから、消防施設については、消防の業務に要する機械器具、設備又は設置となっておりますので、消防の自動車も入ってきますが、そういうものについては通常は 3 分の 1 になっておりますが、これが 10 分の 5.5 となっています。

それから、過疎債についてです。こちらに列挙しているのは、今は 16 ございますが、これも法律でこのように書

いているものもございますが、若干略して書いております。ただし、用語的に非常にわかりづらいところがございます。例えば公立小中学校の校舎が対象になるということになりますので、耐震補強なども対象になります。それから、病院の統合新築というのは、ここで言う診療施設という項目に当たります。それから、コミュニティセンターは公民館その他集会施設とこちらに書いてありますが、これが対象施設ということで過疎債の対象となるものがございます。

○斉藤（陽）委員

平成22年度の法改正で新たに追加されたというのですけれども、ソフト事業の関係で、ここには2枚目のほうに、少子高齢化対策、地域コミュニティの充実、地場産業の振興、それと定住自立圏関係ということです。これは、先ほど説明はあったのですけれども、具体的にどういうふうに進んでいくのかというイメージがつかめなかったのですけれども、今は一応、大まかに項目立てで載っているけれども、これから具体的に何をやるかということは今後考えるということなのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

こちらのほうは、確かにわかりづらい部分がございます。今回新たに法改正でこのソフト事業が起債の対象となったものがございますが、その下に書いてございますが、市町村の財政力等により、国が過疎債の額を設定しておりますので、小樽の場合は1億4,300万円と意外と小さい数字でございます。

先ほど、実施計画を前提として登載していると申し上げましたが、実施計画の中にもソフト事業は非常にたくさん登載されておりますので、それを足していくと当然1億4,300万円ではおさまらないという状況でございます。そういう関連から、ソフト事業を絞り込む枠組みをつくるために、先ほど申し上げた住民福祉の向上ですとか定住自立圏というものをに入れておりまして、各計画の項目に過疎対策特別事業というものがありますが、これがソフト事業ということで、一応、その枠組みで絞り込みをかけてございます。ただ、それを全部足しても1億4,300万円には全然おさまらない状況でございます。

実際、過疎債の取扱いはいずれから細部が示される予定で、現時点ではハードも含めて今後の平成22年度以降の取扱いが示されていない中での作業でございますので、その通知等を待ちながら計画の趣旨に沿って、計画に登載する事業を素案で書いてございますが、さらに絞り込みをかけながら、どの事業が妥当なのかということを検討しながら絞り込んで、最終的には起債の年内の申請を行って、ソフト事業の起債を充当するというところで考えてございます。

○斉藤（陽）委員

◎電気通信施設等について

中身は、今、パブリックコメントの最中で、第3回定例会で具体的な議論ということですから、今、そんなに詳しく聞くのはよくないかもしれませんが、二、三、ちょっと立ち入って伺いたい部分があります。

まず、33ページに情報通信の計画がありまして、今日の道新にも取り上げられたのですけれども、いわゆる地デジ対応で桂岡・見晴地上デジタル中継局とか、星野町地区ギャップフィラー設置という事業があります。まず、現状として、いわゆる共聴施設というものが市内にどのぐらいあって、いわゆる新たな難視地区と言われるような部分がどのぐらいの数になっているのか。それから、今の桂岡・見晴の部分と星野町の部分と具体的にどんな内容の事業なのかということを、ちょっと概略をお示しいただければと思います。

○（総務）企画政策室長

今、33ページの電気通信施設等というところで二つの建設工事等が記載されておりまして、それと関連して、最初に市内の共聴施設の数ということで御質問がございました。この共聴施設は、三つに区分されております。NHK波を受信できているけれども、民放は受信できない一般共聴組合が市内に42か所ございます。それから、大体、市内はNHKを受信できているのですけれども、中心部から離れますとNHK波を受信できなくて、NHKの支援

を受けているNHKの共聴組合がまた別にございまして、これが19か所ございます。それから、今日の新聞に、市内の場合はビル陰共聴が比較的多いとして出ておりましたけれども、これが192ございまして、全部で共聴施設の数は市内に253か所あります。

これとは別に、今回の地デジ化に伴って新たに難視地区になったところを、現在、私どもは5か所を把握しております。塩谷地区で2地区、それから蘭島地区で1地区、桃内地区で1地区、それから今のギャップフィラーのところで出ましたけれども、星野地区で一つということで、合わせて地デジ化に伴う新たな難視地区となったのは5か所です。

それを踏まえまして、今の33ページに記載されている事業についてのお尋ねがあったわけですが、桂岡と見晴の地上デジタル中継局の建設についてです。これにつきましては、この地区は従来のアナログ時代から映りの悪い地区でございまして、昭和54年に既に中継局を設置しておりましたけれども、今回の地デジ化にあわせてデジタル化の改修を行うということでございます。これは、今、既に工事に着手しておまして、9月末にこの地区での開局を予定しているものでございます。ですから、桂岡と見晴地区につきましては、従来のアナログ時代から映りが悪かったということで、これは新たな難視地区には位置づけられておりません。一方、星野地区が今回の地デジ化に伴って新たに難視地区に入っております。

先ほど言いました新たな難視地区を5か所説明いたしましたけれども、星野町以外というのは、例えば1世帯とか8世帯という非常に少ない世帯が難視になっておりますから、個別にアンテナを建てるとか、近隣の共聴地区から有線を引っ張るという方法で見られるのですが、この星野町というのは157世帯が対象になっており、そういった個別のアンテナを建てるとか、近くの共聴施設からアンテナを有線で引っ張るということができないものですから、桂岡や見晴の中継局よりまだ小さな、サービスエリアが比較的1キロから2キロぐらい小さなエリアをカバーするギャップフィラーを設置しようということで、今、調査を行っているところでございます。調査というのは、どこにアンテナを建てるのが一番映りがいいかというような調査を行っておりまして、現在、その部分につきまして総合通信局、あるいはNHKが共同で調査を行っている状況になっております。

○齊藤（陽）委員

◎医療の確保について

次に、病院の統合新築ということが50ページの医療の確保という部分で載ってきています。次の51ページに計画があって、（１）の中の2項目のところで、市立病院統合・新築事業というものがあまして、基本設計・実施設計・工事監理・建設工事他と並列的に書いてあるのですけれども、この中で、具体的に過疎債が充当できる部分、できない部分といろいろあると思うのですが、全部が全部充当できるというわけではないと思うのですが、そういう中身について概略を説明いただければと思います。

○財政課長

市立病院の統合新築に係る過疎債の充当についてでございますけれども、書いていない項目もあるので詳しく説明させていただきますと、過疎債の充当対象となる項目については、従来の病院事業債と同様ということでございます。具体的に言いますと、実施設計費、工事関係費、事務費、解体工事費のほかに医療機器などの備品購入費、それから外溝や駐車場整備等の躯体工事を含む本体工事といったものが起債の対象になると考えています。

ちなみに、基本設計とか移転経費は起債の対象外となっております。

なお、起債の充当率ということでいきますと、過疎債が50パーセント、病院事業債が50パーセント、あわせて100パーセントを最終的には充当するというところでございます。

○齊藤（陽）委員

基本設計は入らないということなのですね。

◎学校関連施設に関する補助率のかさ上げ措置について

次に、教育の関係で、52ページ以降にありますけれども、その計画の中で56ページに、学校教育関連施設の校舎ということで、学校施設・設備改修事業として10事業がずっと並んでおります。それから、半分よりちょっと下に給食施設というものがありますけれども、学校給食共同調理場統合・新築事業が載っています。この10事業と学校給食共同調理場の統合・新築で、国庫補助率等の特例措置の内容を、先ほど何分の1が10分の5.5になるというものがあつたのですけれども、どういう補助率が適用になるのかということと、実施予定年度等についてお聞かせいただきたいと思います。

○財政課長

学校教育関連施設に関する補助率のかさ上げ措置についてでございますけれども、先ほども説明がありましたけれども、学校校舎の整備に当たりましては、小中学校を適正な規模にするための方法に伴って必要な校舎又は屋内運動場の新築又は増築というふうに規定されておまして、その場合には国庫補助率が2分の1から10分の5.5に引き上げられるということでございます。

ちなみに、今年度については、第2回定例会前の予算については入れないということになっているのです。ですから、耐震補強工事というものがあまして、こういったものが補助率のかさ上げ措置の対象に本当にならないのかどうかということについては、関係部局のほうで調査しているというふうに今理解しております。

なお、今後の実施予定ということでございますけれども、現在、学校の適正配置について教育委員会で進めているということもありますので、そういった推移を見ながら実際の実施については検討してまいりたいと考えております。

○斉藤（陽）委員

今、現に耐震補強事業等で工事が進んでいますが、そうした過去にもうやってしまったものについては、これからという話でさかのぼっては見ないのですか。

○財政課長

それは無理だと思います。法の適用になって以降ということになります。

○斉藤（陽）委員

ということは、これから耐震補強が進められるとすれば、来年度以降行う部分についてはこの範囲に入ってくるという理解でよいのでしょうか。

○財政課長

実は、法を読む限りでは、そこまで書いていないのです。あくまでも統合に伴う増築、新築と書いてあるのですけれども、何とかそちらのほうで拾えることはできないのかどうかということを、今、調査してもらっている状況です。

○斉藤（陽）委員

◎地域住民の活動や交流の拠点となるコミュニティ施設の整備について

最後ですけれども、60ページに集落の整備ということが上げられていますが、60ページの（2）その対策の真ん中あたりに、「市民と行政が一体となったまちづくりのため、地域住民がコミュニティ活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、地域コミュニティの強化を図るため、活動や交流の拠点となるコミュニティ施設の充実に努めます。」ということで、ソフトの話のようなのですけれども、ハードの部分の整備も言及しているように受け取れなくもない書き方なのですが、今回の大前提は、過疎計画としては第6次総合計画の実施計画に盛り込まれているものが前提ということで、コミュニティセンター等については、特にハードの整備については第6次総合計画には盛り込まれていないということですので、あくまでもここで取り上げているのはソフト事業ということで、今後のいわゆるハードの整備について充当していく場合の位置づけ方について、これはソフトの部分で、ハードはどうす

るのだということが今後は当然出てくると思いますので、その部分の考え方はどういうふうにしていくのかお聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室長

今の御質問は、過疎債とコミュニティセンターとの関係での御質問かと思います。

一つには、いわゆる過疎計画については総合計画の前期実施計画に基づいて作成されたもので、この本文の中にあります「コミュニティ施設の充実に努めます」というところのくだりも、基本的には総合計画と同じようなつくりになっておりますし、61ページにつきましても、ソフト事業だけの記載になっております。

このコミセンの関係につきましては、たしか第2回定例会の予算特別委員会でも御質問がありましたけれども、私どもといたしましては、コミセンについては「充実に努めます」という記載にとどまっておりますけれども、基本的には整備を行わないということではございません。前回も、時期については明言できませんでしたけれども、しかるべきときに検討していきたいという答弁をさせていただいたところです。今回、過疎債の適用を受けられるということと、もう一つ、学校の適正配置計画が一方では進んでおりますので、そういう中で今後の市における箱物整備について時系列的に少し整備をしていかなければいけないのではないかと私どもは考えております。これは、一つには学校の問題、市営住宅の問題、あるいは今言ったようなコミセンもそうなのですけれども、どのような時期にどういった施設を整備していくのかということを、いわゆる市の財政状況、あるいは過疎債の返済計画などを見きわめながら、どういった時期にどういったものを建てていくのかという、いわゆる一つの箱物の計画を立てていかなければいけないのではないかと考えておりますので、その中で今のコミセンなどについても位置づけを検討していきたいと考えております。

その際は、素案ですけれども、この過疎計画の中には盛り込んでおりませんので、この中に盛り込むということになりますと、過疎計画そのものについては過疎法の中で議決を得なければいけないことになっておりますので、変更を加えた過疎計画について議決をいただきながら施設の整備を行う形になろうかというふうに考えています。

○委員長

公明党の質問を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎平成22年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算（第1号）について

最初に、石狩湾新港管理組合の協議案件について質問いたします。

平成22年度の追加予算ですが、4億円の事業に対して国の予算が3億4,000万円、管理者から6,000万円の数字が出てきた積算の根拠について、もう一度お答えいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

3億4,000万円と6,000万円の負担の割合なのですけれども、直轄事業において、防波堤とか今回の航路とか、管理者の分は15パーセントと決められていますので、4億円の15パーセントで6,000万円となっております。

○佐々木委員

今回の4億円の予算は、確定しているのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

管理組合からは、国のほうの実施計画に今載っている段階から、内示のほうはまだ来ていませんということで聞いています。

○佐々木委員

万が一来ない場合はどうするのですか。今はまだ来ていないけれども、見通しとしてはどうなのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

見通しとしましては、ほぼ確定しているという話は聞いております。

○佐々木委員

今回、補正の関係で追加事業が提示されたということで、その事業に対する費用対効果なのですが、実態としてはどういう効果を期待していますか。

○（総務）企画政策室林主幹

この事業につきましては、大型船舶の安全航行を目的としておりますので、それが効果になると思います。あと、費用的には、先ほども申しましたけれども、単年度で施工することによって4,000万円ほどの事業費の減ということになると思います。

○佐々木委員

見通しとしては来るということだけれども、これが来ないという状況になったら、計画の変更はどういうふうにするのですか。

○総務部副参事

今の4億円につきましては、主幹から説明をいたしましたように、管理組合につきましては単年度で施工するという状況の中で要求していたのですが、残念ながら国のほうでは1億6,000万円ほどの予算しかつきませんでした。当初は、6億円ほどですと単年度でできるということだったのですが、その部分でできないということになりました。ただ、管理組合としましては、船の安全な航行とか、そういう将来的な部分を含めまして、経費もございますので、何とか単年度でできる方策はないかという算段をしまして、今、国のほうで持っております北海道特定特別総合開発事業推進費の4億円を活用させていただければ、結果的に単年度の、合わせましても6億円にはちょっと足りないのですが、先ほど述べましたように2か年度でやる分で、例えば船の回航料の経費を浮かすことができ、そういう部分では単年度でできます。そのようなことがありましたので、今回、私どものほうに協議がございました。

ただ、今、委員がおっしゃいましたように、この4億円が仮につかない場合、あり得ないと思うのですが、仮にあった場合には、逆に言いましたら平成23年度で何とか完成させなければならない事業でございますので、改めて23年度の予算要求の中に出てくるのではないかと考えております。

○佐々木委員

◎重点港湾について

先ほども質問が出ていましたが、小樽港は重点港湾の選定から漏れて、石狩湾新港が選定されたということですが、国の重点港湾の選定に当たり市はどういう構えで取り組んだのですか。

○（総務）企画政策室林主幹

重点港湾と言いますと、国から示されている考え方としては、先ほど部長が答弁したように、新規事業ができるものということでありましたけれども、小樽市としては、市長、市議会、商工会議所振興会とともに、何とか重点港湾になるようにいろいろな活動を行っておりました。そういう中で、市のスタンスとしては、やはり港湾整備はなかなか重要といいますか、新規のものをすぐというわけには財政的にもいかないかもしれませんが、将来的には、利用者のニーズとかもあると思いますので、何とか重点港湾に選定されたいという話を国のほうにしていた経過はあります。

○総務部長

重点港湾の関係では、当然、港を抱えている市ですから、重点港湾という位置づけをしてほしいという基本的な構えであります。ただ、ご存じのとおり、小樽港は古い港で、一定程度の整備もされていまして、現実の中では使われていないたくさんの港湾施設も持っているわけです。その中では、既存の港湾施設を利用しながら港の活動を

していくと。ですから、あまり新たな投資をしないで、直轄事業にしても国からはたくさん事業をやりませんかと来るわけですが、みずからの体力を考えながら我々としてはできる限り事業費を抑えながら進めてきていたというのが一方では現実なのです。ですから、その辺は、両方を踏まえながら、だからといって重点港湾として今後新たな整備も考えられるわけですから、そういうものも頭に入れながら進めてきていました。

そういう意味では、石狩湾新港も今はまだ整備をやっていますけれども、おおむねもう終わっているのです。まだ使っていないところがいっぱいあるわけです。そういうものがありながら、また新たな投資をしていくということに対しては、意見も言いながら、協議もしながら、我々としてはできる限り小樽の負担を少なくすることです。ですから、これはなかなか難しいところで、一方ではたくさんお金をつぎ込んで港の整備をすればいいのですけれども、現実の問題としては、今の貨物量、入ってくる船、あるいは、港全体の背景を考えたときに、すべての港湾が全部生き残れるかというと、必ずしもそうではない現状の中で、今は経済自体が冷え込んでいますから、それぞれの港の競争の中でなかなか厳しい条件にあるのはそのとおりだと思います。

ただ、我々としても、これだけの港を抱えている立場からすれば、港湾管理者として重点港湾に選定してほしいということで、今、主幹からありましたとおり、要望活動もしてきましたし、いろいろなことで意見を上げてきましたが、結果として、残念ながら小樽港については選定されなかったということです。

○佐々木委員

選定されるという目標に対して、小樽とすればメリットを生かしていくという関係から言えば、重点を絞って努力したと思うのです。

その中で、ひとつ私が押さえておきたいのは、新港も含めてそうですけれども、実際の現状の取扱貨物量ですね。これは大きな要素だと思っています。これについて、まず小樽港の取扱貨物量の現状を系列的に教えてください。

○（総務）企画政策室林主幹

小樽港の取扱貨物量の関係ですけれども、港湾統計は歴年になっておりますので、直近から言いますと、速報値で平成21年が1,071万8,000トンです。平成20年が1,223万4,000トン、平成19年が1,441万1,000トンとなっております。

○佐々木委員

これは小樽港ですね。あわせて、石狩湾新港のほうを教えてください。

○（総務）企画政策室林主幹

石狩湾新港につきましては、平成21年は315万6,000トン、平成20年は402万8,000トン、平成19年が419万9,000トンとなっております。

○佐々木委員

そうすると、小樽港はじり貧ですか。どんどん減っているのですね。石狩湾新港のほうは、400万トンから落ちてきているという状況ですね。そういう実態だということも含めて、重点港湾に選定されなかったということは、選定に当たっては小樽の港をクルーズ船といいますか、観光と結びつけた位置づけというところもあったのではないかと思います。その辺のところはどうですか。

○総務部長

小樽港の関係の御質問なので、知っている範囲で答弁をしますけれども、一つは、今回、重点港湾の選定に当たって、今、取扱貨物量が大きなポイントであったのです。それから、地域の拠点性、それから今後の新規事業の問題、今あったクルーズ船などの問題です。小樽にとっては、ある意味では大型客船を将来的なターゲットに絞ったのです。客船を中心とした事業も頭の中には描いていて、当然そういう話もさせていただいて進めてきたわけです。問題は、取扱貨物量というのは大きな位置づけなのですけれども、今の答弁のとおり、新港に比べたら小樽はまだまだずっと多いわけです。一般的に言えば、103港の中で29番目ですから、そういう意味では単純に貨物量だけで言

えば上から40番に入ってくるわけです。ところが、残念ながら、今ある港湾計画というそのものの達成実績がよく言われるのです。小樽の場合は、港湾計画ではたしか3,800万トンぐらいの計画をしているはずなのです。現実には1,400トンになると、達成率が40パーセントに満たない数字にしかならないのです。この辺は、石狩湾新港の数字は覚えていませんけれども、6割か7割ぐらいの達成率に港湾計画上はなっているのです。そういう意味からすると、今持っている港湾計画の位置づけと将来的にどうなるのかというあたりは今回の議論の中ではあったというふうに聞いております。

○佐々木委員

重点港湾の指定から漏れていても、小樽港、それから石狩湾新港の共存共栄という目標は変わらないというふうに思うのですけれども、この重点港湾指定から漏れた影響といいますか、この辺はどういうふうに押さえていますか。

○（総務）企画政策室林主幹

重点港湾についてですけれども、今回の重点港湾は、新規事業というお話もありましたが、港湾のランクづけをしたわけではなくて、結局、新規の事業に対しての投資を行うという話になっています。ですから、従来から小樽港でやっている北防波堤の改良事業とか、補助事業、今は交付金事業というふうに制度が変わりましたが、そういうものを継続的に行われていることになっておりますので、制度的には現在の状況とほとんど変わらないで進んでいけると思います。

○総務部長

まだ詳細な内容が明らかになっていないのですけれども、国は、今話がありましてとおり、直轄で進めている事業の枠には限界があるものですから、今までのように103港全部にそれ全体を予算として配分していくということに対して効果的な投資ということが今回は圧倒的な理由になったと思います。ですから、新規については43港を中心に投資をしていきたいということです。新規事業の選定に当たっては、相当議論もあるのだろうと思うのですが、小樽市がやるとすれば、今ありましてとおり、継続の事業については従前どおりと言っていますので、それはそれで進めていけるかと思えます。ですから、小樽市で何か新規の大きな事業をやる、それを直轄でしていただくというときに、補助事業でどうですかという話に当然なってくる可能性があります。ただ、詳細が見えていませんので、今後、産業港湾部を中心に開発局なり国なりと話をしながら検討していくということになるかと思えます。

○佐々木委員

◎石狩湾新港の企業立地について

私も石狩湾新港について興味関心を持っているのは、企業立地、誘致の関係なのです。毎年、毎回聞いているところですが、現在、石狩湾新港地域について、この過疎計画でも強調しているところで、石狩湾新港については広大な開発空間を活用し、札幌圏に至近の港として、道央圏のエネルギー基地機能の拡充などを進め、小樽港とともに道央圏日本海側の拠点港としての発展するよう相互に連携を強化するとともに、石狩湾新港地域の企業立地の促進に努めると、これが強調されていますが、現状はどうなっていますか。

○（総務）企画政策室林主幹

平成22年3月末現在の数字ですけれども、企業立地数としては72社、全体の面積が236.4ヘクタールございまして、分譲済みが111.7ヘクタール、分譲率は47.3パーセントになります。操業状況は、企業数が45社で、操業率が62.5パーセントとなっています。

○佐々木委員

今、72社と言いましたね。これは、累計的に教えていただけますか。今は平成22年でしょう。過去の3か年でも結構です。

○（総務）企画政策室林主幹

昨年の数字しか持ってきておりませんが、平成21年3月末の立地企業数が74社、操業企業数は44社となっています。ただ、これは、合併の関係で会社数が動いていたり、分譲地であれば譲渡したり合併したりして会社数が減っている形になっておりますけれども、面積自体は変更ございません。

○総務部長

正確な数字を覚えていなくて恐縮なのですが、私が前に担当していたところから小樽市域においてはおおむね七十四、五社という立地企業数です。いわゆる土地を確保して将来的に工場を建てますと言っている企業です。現実には操業しているのが、今、四十何社と言いましたが、私が担当しているところは三十七、八社でした。そういう意味からすると、プラス・マイナスはありますけれども、石狩湾新港の工業団地については少しずつでも操業する企業が増えてきたようです。これは現実だろうと思います。さらにプラスアルファのところがあって、数としては増えておりますので、ここ数年間で一定程度、徐々に増え続けている状況にあると思います。

○佐々木委員

そういう現状で、さらに踏み込んだ対策は何か行っていますか。

○（総務）企画政策室林主幹

対策といいますか、取組でございますけれども、この地域については土地利用計画で、生活関連とか食品関連ということで位置づけておりますので、今後とも食品流通の関係に力を入れてやっていきたいと思っております。また、総合計画のほうでもエネルギー関連企業の誘致ということで掲げておりますので、平成24年に北ガスのLNG基地が供用開始になりますので、それにあわせていろいろな形でエネルギー関連企業の誘致を進めたいということです。まさに、今、風力発電の話もございますので、そちらのほうも同時に進めてまいりたいと考えております。

あとは、小樽市域ということではなく、この地域ということで、北海道と石狩市と小樽市と新港管理組合、石狩開発株式会社で、札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化協議会というものを設けていまして、地域全体であそこの地域の誘致を図っていくという活動を今行っております。

○佐々木委員

本当に、企業誘致の活動というのは、これからの雇用の関係も含めて本当に重要な要素だと思っております。

◎小樽市過疎地域自立促進市町村計画（素案）について

過疎計画（素案）のほうの関係で、これも端的に聞いていきます。

まず、概要の部分で気になっていて説明をお願いしたいと思うのは、資料1に計画登載事業の主な特例措置の財政支援にかかわるハードとソフトの事業があるのですが、ハード事業で施設整備というところがあります。先ほどから、充当する事業が16出ているのですが、最後のところに「自然エネルギー利用施設など」と書いてあります。これはどういう意味合いですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

こちらに書いてある内容は、法で定めている過疎債を充当できる施設なのですが、「など」と申し上げたところは、実はこの中に書いていないものが一つございます。集落再編整備に係る整備という山村などといういわゆる過疎のイメージにあった町村部で、本州の町村部の集落整備という事業が過疎の中のメニューにございまして、それをここでは省いております。それで、「など」というふうにしました。実際に小樽市の場合は集落再編整備というものは該当の事業がないので省いたという経緯でございます。

○佐々木委員

それから次は、計画がそれぞれあるわけですが、この関係について整理をさせていただきたいと思います。

この本計画については、上位計画になるのかどういう関係になるのかを整理して説明を願いたいと思います。

一つは、北海道の段階での計画、ほっかいどう未来創造プランがありますね。それからもう一つが、北海道から

出ている北海道過疎地域自立促進方針というものがあります。私が聞くところによると、方針というのはでき上がっていないと聞いているのですけれども、これを位置づけたということはこの辺が整理されてきたのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

上位計画の全体の枠組みについてでございますが、過疎法自体は市町村計画について任意のものでございまして、絶対につくらなければならないものではございません。ただ、市町村の計画を定める場合については、都道府県が策定する自立基本方針に基づいて策定するという規定がございます。現状を申し上げますと、北海道のほうも法律の改正に基づいて全道の過疎市町村の計画をつくってございますので、その上位に位置づける自立基本方針をつくらなければならないのですが、実は、それがまだ素案の段階でございます。ちょうど今、パブリックコメントを行っていますので、それが今月末までにはまとまることになっていますので、事前協議の中で北海道と調整しながら、最終の成案のほうと整合を図るというふうに考えています。

もう一つ、北海道の総合計画の未来創造プランでございますが、これは北海道のすべての個別の計画、保健福祉、その他経済を含めてその上位にある計画ですので、北海道の自立基本方針もその中に入ってきます。小樽の場合で言えば、第 6 次総合計画が地方自治法で定める基本構想でございますから、それが最上位の計画であり、過疎計画は計画期間が平成 27 年度までと少し短くなっていますから、総合計画の中に包括されるというイメージで考えていただければと思います。

○佐々木委員

これが素案でなくなったときには、そういう上位計画も含めて記述されるということでしょうか。

そうすると、結構なボリュームになってくるけれども、そういう意味で、今後、北海道として今月末には制定する方向と考えてよいのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

北海道の場合は、今月末ぐらいをめどにしています。

北海道の自立基本方針につきましては、道議会の議決は必要がないので、知事部局のほうで策定して正式決定すれば、それが方針になります。今言ったように、つくらないとほかの市町村も根拠がない中では議決できませんので、今月末には策定するというふうに聞いてございます。

○佐々木委員

市町村の場合は議決が必要だということですね。わかりました。

それに関連して、14 ページのところに關係してくると思うのですけれども、先ほど来からの話を整理してみると、ソフト事業に關係している部分に絞ってきた経過があると思うのです。どういう内容の事業に絞り込んできたのか説明していただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

資料 1 にも記載してございましたが、ソフト事業の枠というものがそれぞれの市町村の財政指数等で定まっております。小樽の場合は 1 億 4,300 万円になるということでございます。ただ、今回の過疎計画の素案というのは、総合計画の実施計画の部分をベースに、そこに載っていないものは登載しないという説明を申し上げましたが、ソフト事業に関しましては非常にたくさんございまして、できれば、当然、それは過疎債を使えば一番いいのですが、1 億 4,300 万円という枠がございますので、それとあわせて国のほうからは過疎地域の自立につながるなどのソフト事業にふさわしいものを市町村として考えなさいという指導もございまして、今、14 ページに記載したような枠組みをつくったところでございます。

先ほども申し上げましたが、今、素案の中に登載しているソフト事業というのは、実は足していくと 1 億 4,300 万円にはおさまらない状況でございます。ただ、国のほうからも起債の細部の取扱い等が示されておきませんので、実際にどの事業が充当できるかというのは判断できない状況でございますので、この辺については協議をしていく

中でこの事業を実際に起債の対象とするかを含めて調整していくところでございますので、最終的には調整結果を踏まえて 1 億 4,300 万円のフレームを意識して事業を選別していくというふうに考えてございます。

○（総務）企画政策室長

今のソフト事業の 14 ページの四角の枠の中にあるテーマ、ここがどういう経過でここに至ったかというところの御質問なのですが、そもそも過疎法の考え方がございまして、過疎法の第 1 条の目的の中に、「地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする」といういわゆる法の趣旨がございまして、私どものソフト事業はできれば多くの事業に充てていきたいわけですが、限りがありますから、やはり過疎法という法律の趣旨に基づいた形で事業に充てていくことが最も合理的でふさわしいのではないかと考えてございまして、一つには、住民福祉の向上という意味からいたしますと、少子高齢化対策、地域コミュニティの充実、それから法で言う雇用の増大というところにつきましては地場産業の振興、それから法で言う地域の自立促進を図っていくという部分につきましては、今、北しりべし定住自立圏という国の定住自立圏構想を進めておりますので、ここにかかわる事業を登載することによって過疎法にふさわしい事業を進めていこうということを基本的な考え方とし、このソフト事業について整理させていただきました。

○佐々木委員

実際に北後志の関係で過疎法が適用になっている町村は全町村ですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

北後志の構成市町村 6 市町村の中で、過疎になっていないのは余市町です。それ以外はすべて適用になっております。

○佐々木委員

それで、上位計画との関係で言うと、北しりべし定住自立圏構想にかかわる事業を登載していくということで室長のほうからも話がありました。そういう意味合いを含めていけば、やはり地域の連携をとっていくということは大事なことだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。